

第1問

No2－1－1
(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
I 各種所得の金額の計算 給 与 所 得		
退 職 所 得		
不 動 産 所 得		

摘 要	金 額	計 算 過 程
利 子 所 得		
配 当 所 得		
譲 渡 所 得		
雑 所 得		

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅱ 課税標準の計算		
合 計		
Ⅲ 所得控除額の計算		
社会保険料控除		
生命保険料控除		
小規模企業共済等掛金控除		
医 療 費 控 除		
配 偶 者 控 除		
配偶者特別控除		
扶 養 控 除		
障 害 者 控 除		
基 礎 控 除		
合 計		
Ⅳ 課税所得金額の計算		
Ⅴ 納付税額の計算		
算 出 税 額		
配 当 控 除		
復興特別所得税額		
所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額		
所得税及び復興特別 所得税の申告納税額		

第2問

No2-2-1

(単位：円)

1 各種所得の金額

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
不 動 産 所 得	1. 総収入金額 2. 必要経費 3. 不動産所得の金額

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
利 子 所 得 _____	
配 当 所 得 _____	
給 与 所 得 _____	
退 職 所 得 _____	
山 林 所 得 _____	

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
譲 渡 所 得	総合
・ 総合短期譲渡所得	
・ 総合長期譲渡所得	
・ 分離短期譲渡所得	
・ 分離長期譲渡所得	
・ 一般株式等に係る譲渡所得等	
・ 上場株式等に係る譲渡所得等	
	土地等・建物等
	一般株式等
	上場株式等

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
一 時 所 得 _____	
雑 所 得 _____	

2 課税標準

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
総 所 得 金 額 _____	
短期譲渡所得の金額 _____	
長期譲渡所得の金額 _____	
一般株式等に係る譲渡所得等の金額 _____	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 _____	
山 林 所 得 金 額 _____	
退 職 所 得 金 額 _____	
課 税 標 準 の 合 計 額 _____	

3 所得控除額

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
所得控除額の合計額	1. 医療費控除
	2. 社会保険料控除
	3. 生命保険料控除
	4. 地震保険料控除
	5. 寄附金控除
	6. 配偶者控除
	7. 配偶者特別控除
	8. 扶養控除
	9. 基礎控除
	10. 所得控除額の合計額

4 課税所得金額

(単位:円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課 税 総 所 得 金 額	
課税短期譲渡所得金額	
課税長期譲渡所得金額	
一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額	
上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額	
課 税 山 林 所 得 金 額	
課 税 退 職 所 得 金 額	

5 申告納税額

(単位:円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税される所得金額に対する税額	1. 課税総所得金額に対する税額 2. 課税短期譲渡所得金額に対する税額 3. 課税長期譲渡所得金額に対する税額 4. 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 5. 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 6. 課税山林所得金額に対する税額 7. 課税退職所得金額に対する税額 8. 課税される所得金額に対する税額の合計額
配 当 控 除	
復興特別所得税額	
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	

第3問

No2－3－1

(単位：円)

1 各種所得の金額の計算

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
不 動 産 所 得	
一 時 所 得	

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
譲 渡 所 得 ・ 総合短期譲渡所得 ・ 総合長期譲渡所得 ・ 分離短期譲渡所得 ・ 分離長期譲渡所得 ・ 一般株式等に係る譲渡所得 	総合
	土地等・建物等

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
	一般株式等
配 当 所 得 ・ 総合課税の配当所得 _____ ・ 申告分離課税の配当所得 _____	総合
	上場分離

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
雑 所 得 	

2 課税標準額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
総 所 得 金 額 _____	
上場株式等に係る配当所得等の金額 _____	
() 譲渡所得の金額 _____	
一般株式等に係る譲渡所得等の金額 _____	

3 所得控除額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
所得控除額の合計額 _____	(1) 社会保険料控除 (2) 医療費控除 (3) 配偶者控除 (4) 配偶者特別控除 (5) 扶養控除 (6) 障害者控除 (7) 基礎控除 (8) 所得控除額の合計額

4 課税所得金額等

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課 税 総 所 得 金 額 _____	
上場株式等に係る課税配当所得等の金額 _____	
課税 () 譲渡所得の金額 _____	
一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 _____	

5 税額の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税される所得金額に対する税額 _____	
配 当 控 除 _____	
復興特別所得税額 _____	
所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 _____	
所得税及び復興特別 所得税の申告納税額 _____	